



日刊労千葉

出勤停止	30日2名
出勤停止	1日1名
減給	3名
戒告	135名
訓告	
他	

暴挙を断じて許さぬ

七月一七日、千葉支社は、JR移行後初のストライキに対する不当処分に反対する。二名の本部執行委員に対する、出勤停止三〇日をはじめとして、一四一

名の多数に不当処分を加えられたのだ。

本部は、ただちに弾劾声明（『日刊』七月一八日号）を発し、不当処分粉碎にむけて徹底的に闘いぬくことを宣言した。

八日に第一六回拡大支部代表者会議を開催し、全支部にわきあがっている怒りを結集し、不当処分粉碎に総決起していくことを決定した。

②処分の根拠も「目的、であるかを物語っている。」とあるが、物語っている。

③三、一八ストがストライキ防衛をも含めて、あまりにも正当であり処分される理由などどこにもない。困った当局はなんと「一二、五、一、一八ストで労働千葉が違法行為を行った、三月の対

第16回支部代表
7月18日

理由なき処分!! (処分の特徴)
理由なき処分粉碎へ
心を処分粉碎へ

徹底弾劾するぞ!

であり、断じて許せるものではない！

④当局は結局、三、一八ストライキに対し、正面から「違法」と断定し、処分できないがため、「暴言」等を口実に、

め」と称して「スト損害賠償請求訴訟」の動きに

ある。地労委命令にも従わず、清算事業団一〇四七名を虫ヶ原のごとく首を切り、路頭に放りだす

にやまねず起ちあがつたストライキに対する、不当処分と「損賠」攻撃を断じて許してはならない。

⑤七、二一不当処分粉碎運動千葉総決起集会を突破に全支部で抗議の嵐強化を！

当局は、処分のための処分に加えて、「兵糧ぜ

るならば、労働者の基本的権利であるスト権なども無きに等しいものになってしまう。

まさに今回の不当処分は、スト権そのものの否定であり、日本労働運動総体に対する重大な挑戦

